

○委員長（古川伸一君） これより歳出第3款環境清掃費の質疑を行います。

初めに、錦織委員。

○委員（錦織淳二君） 環境清掃費のトップバッターを務めさせていただきますが、ポイ捨て禁止条例について話させていただきますので、最初に、私がたばこを吸うのか吸わないのか、そういう問題をお話いたします。私は最初、20歳ぐらいのときに見た映画に感化されまして、ただ格好つけるためだけにたばこを吸いまして、多いときで1日2箱ぐらいは吸っていたヘビースモーカーだと思います。その後、40前にして、39の後半ですか、米国で生活する羽目になりまして、それを機会に禁煙いたしまして、その後、20年間はたばこを吸っていません。禁煙が成功しております。ですから、喫煙期間20年間、禁煙期間20年間、ちょうど半々でございますので、双方の気持ちが十分理解できますので、そういったことを事前に申し上げておきます。

では、ポイ捨て禁止条例の条例違反者に過料を科す件について質問させていただきます。

平成10年4月から港区を清掃できれいにする条例、通称ポイ捨て禁止条例を施行し、道路や公園などの公共の場所でのたばこの吸い殻や空き缶のポイ捨てを禁止していますが、区としては、条例で規制するのではなく、喫煙者のマナーやモラルの向上により受動喫煙や環境美化の問題を解決することを目指して、みなとタバコルールを推進し、地域の区民や事業者の方々と連携しながらルールの浸透に努めています。

また、各地区でのキャンペーンに参加していただく区民や事業者の方々は年々増加傾向にあり、自分たちのまちは自分たちできれいにするという機運の高まりが見られ、地域のルールとして定着しているので、今後とも、こうした協働の高まりを財産とし、みなとタバコルールの徹底に努めることとしておりますが、現実はかなり厳しく、喫煙者のポイ捨て状況に変わりはありません。

私は、芝地区総合支所で毎月実施している「やめよう！歩行喫煙キャンペーン」に企業名で社員と一緒に参加しておりますが、午前8時30分から午前9時30分の1時間だけでもたばこの吸い殻とか空き缶とか、そういったさまざまなごみが捨ててありまして、時には家庭のごみがそのまま捨ててありまして、燃えるごみ、燃えないごみの2つのごみ袋が満杯になることもあります。そのごみ拾いの中で一番取りづらいのが地面にくっついたチューインガム、紙かすです。それから道路の側溝にある排水溝の金具の中にたくさんたまっているたばこの吸い殻で、火ばさみで取れないので、一つひとつ素手で取っていますけれども、でも、取れないたばこの吸い殻が多いのが現状でございます。

港区では、平成22年度の特別区のたばこ税収入が48億7,890万1,703円あるとはいえ、こうしたタバコルール関係事業費が1億9,178万5,450円もかかっており、受動喫煙や環境美化の問題だけではなく、そのほか、区民、事業者が清掃に要する労力、時間、費用の問題とか、ぼや等の防災

問題とか、喫煙者の健康問題と医療費の問題を考えてみても、今後は喫煙者のモラルに頼るだけではなく、ポイ捨て禁止条例に罰則規定を設けて、厳しく取り締まっていく必要があるのではないのでしょうか。

現在、罰則規定がある区は、千代田、新宿、墨田、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾の16区で、うち罰則規定を適用している区は、千代田、品川、杉並、足立の4区で、それぞれ1,000円から2,000円の過料を科しています。千代田区を例にとれば、2002年11月1日に罰則の運用を開始し、スタート1年間で過料に科せられたのは約5,500名で、1年後の吸い殻は、定点観測ですけれども、1割以下に減っています。つきましては、港区におきましても区民の安全と安心を守るために条例違反の者から過料を科せる罰則規定を設け、早急に適応すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

**○環境課長(今福芳明君)** 過料等の罰則による強い禁止を打ち出すことは、区のたばこ対策のアピールや路上歩行喫煙者に対する即効性の点で効果があると考えておりますが、公平性が確保できるかなどの課題もございます。

港区では、屋外での喫煙問題に対し、罰則で規制をするのではなく、喫煙者のマナーやモラルの向上により、受動喫煙や環境美化の問題を解決するみなとタバコルールを推進してございます。これまでの各地区での区民や事業者の方々の協働により取り組み、地域のルールとして定着しており、委員も参加されているとおっしゃいましたが、キャンペーン等には多くの方々のご参加をいただいております。

なお、平成22年度から各地区での巡回指導により、路上喫煙者等への啓発周知を強化してございます。また、平成23年4月にみなとタバコルール基本方針を策定し、みなとタバコルールの適用範囲を道路だけでなく、屋外の公共の場所と明確にし、特に子どもが集まる児童遊園や遊び場を全面禁煙とするなど、みなとタバコルールの強化を図っております。今後も、こうした地域に根差した地道な活動を重ねることで、タバコルールを浸透させていきたいと考えてございます。

**○委員(錦織淳二君)** ご回答いただきまして、ありがとうございました。

さて、過料等の罰則による強い禁止が打ち出せない理由として、公平性が確保できるかなどの課題とのご答弁がありましたけれども、公平性という意味がわかりませんので、何に対する公平性なのかを具体的にお答えください。

**○環境課長(今福芳明君)** みなとタバコルールは、港区全域の屋外の公共の場所を対象としております。ここに過料等の罰則を設けるとなると、現実的には路上喫煙者のごく一部にしか適用できないことが想定されます。路上喫煙をし、過料処分を受ける人が、受けない人に比べ極端に少ない場合、公平性を逸することになると考えております。

**○委員(錦織淳二君)** ということは、ポイ捨て現場を見つけた人と見つからなかった人と

の公平性ということになりますが、これは次元が違う問題だと思います。罰則を設けるということは、何事でも同じで、例えば交通違反で捕まった人と捕まらなかった人についても公平性が保てないということでしょうか。お答えください。

**○環境課長（今福芳明君）** 港区でたばこのポイ捨てや歩行喫煙に過料等の罰則を設けることは、公平性が確保できるかという課題があるということでお答えを申し上げました。罰則規定につきましては、ポイ捨て禁止の啓発効果の点からも、罰則が適用されなかった場合に、そういった条例そのものへの不信が醸成されることも考えられるということでございます。

**○委員（錦織淳二君）** ご回答いただきまして、ありがとうございます。先ほど次元が違う問題と言いましたけれども、この問題はルールに反した人間同士を見比べるような次元の問題ではないと思います。罰則規定を設けることにより、ポイ捨てが見つからなかった人も、規定が強ければ強いほど既に罪悪感を感じており、自分の良心の呵責に捕まっているのではないのでしょうか。罰金を払う、払わないは二次の問題で、1,000円や2,000円を払うのがもったいないだけでしたら、千代田区のように1年後に1割以下までポイ捨てが減らないと思います。区が考えている公平性とは、あくまでも金銭の問題を中心にお考えなのではないでしょうか。お答え願います。

**○環境課長（今福芳明君）** 現在、巡回指導を強化してございますが、路上喫煙をしても、指導を受ける方、受けない方が出るかもしれませんが、公平性の点では問題がないというふうに考えております。これまで地域の区民の方や事業者の方々と連携して、タバコルールの推進に努めてまいりました。先ほど申し上げたとおり、各地区でのキャンペーンに参加していただく区民の方、事業者方々は年々増加傾向にございまして、自分たちのまちは自分たちできれいにするという機運の高まりが見られ、地域のルールとして定着しているという状況もございます。今後、こうした協働の機運の高まりを財産として、みなとタバコルールの徹底に努めてまいりたいと考えてございます。

**○委員（錦織淳二君）** ご回答いただきまして、ありがとうございます。私の価値観で言えば、公平性とは、ルールの違反者同士の比較ではなく、ルールを守る人とルールを守らない人の差をつけることが公平であり、どちらの人も平等ということであれば、ルールを守っている愛煙家にとっては非常に不公平で、迷惑な話ではないのでしょうか。また、罰則規定を設けて厳しく取り締まることが少しでも喫煙本数を減らして、もしも禁煙につながっていけば、受動喫煙や環境美化の財政の問題だけではなく、区民の健康、医療、防災の問題にも大きく影響してくるのではないのでしょうか。

まず、健康問題についてですけれども、たばこにはニコチン、種々の発がん物質、発がん促進物質、一酸化炭素、種々の繊毛障害物質、その他多種類の有害物質が含まれているため、喫煙によって循環器系、呼吸器系などに対する急性影響、肺がんをはじめとする種々のがん、虚血性心

疾患、慢性気管支炎、肺気腫などの閉塞性肺疾患、胃・十二指腸潰瘍など消化器疾患、その他の種々の疾患のリスクが増大します。低ニコチン、低タールたばこの喫煙によって、健康影響はある程度軽減されますが、肺がん、虚血性心疾患などのリスクは、非喫煙者に比べると依然高率です。また、受動喫煙も循環器疾患の原因となることだけではなく、近年、急性心筋梗塞の急性の循環器疾患との関連も認められており、そのほか妊娠、出産に関し、低出生体重のほか、乳幼児突然死症候群（SIDS）の原因になることが明らかとなっています。

次に、医療費の問題についてです。これは日本全体でのデータしかありませんけれども、1年間のたばこの消費による税金収入は1兆9,000億円。たばこ農家の利益が100億円で、たばこ自動販売機やフィルターの生産企業の利益が5,000億円。収益合計2兆8,000億円弱に対し、喫煙者による医療費や早期死亡による損失は年間5兆6,000億円に達しており、利益より損失の方が2倍となっています。

次に、防災問題についてです。火災の原因で最も多いのが放火ですが、次がコンロとたばこが同じぐらいに位置しております。港区内の火災発生件数だけでも、一昨年は152件のうち、たばこによる火災が39件で、1名がたばこ火災で亡くなっております。平成22年は129件のうち、たばこによる火災が35件で3名が亡くなっており、そのうちの1名がたばこ火災によるものです。こういった毎年、人命と多くの財産の損失があります。

また、歩きたばこにより、お子様にはげがさせたり、やけどさせたり、通行者の服を焦がす等の事故及びそれにかかわるけんかや、ごみ集積所でのポイ捨てにより、ぼやの発生等もあるようでございます。これらのことを考えても、今後は、喫煙者のモラルに頼るのではなく、区民の安全と安心を守るために条例違反者から過料を科せる罰則規定を設け、早急に適用すべきと考えております。過料徴収についてはさまざまな問題が発生することと思っておりますが、既に4区で実施しており、かつポイ捨てを減らす実績を上げているので、港区が思っているような公平性の問題はないことが証明されていると思っております。

以上ですが、ポイ捨て禁止条例に罰則規定を設けて厳しく取り締まることが、少しでも喫煙本数を減らし、もし禁煙につながれば、区民の安全と安心を守ることにつながる旨をお話いたしましたので、最後にもう一度お伺いいたします。今後とも、罰則規定を設けなくて、あくまでも禁煙者のルールとマナーとしてポイ捨てをなくそうとされている理由をお聞かせ願います。

**○環境課長（今福芳明君）** 喫煙自体は、委員のおっしゃるように、健康問題などのさまざまな問題の要因の一つとなっているということは認識してございます。禁煙を進めるため、保健所が喫煙サポートに取り組んでおり、そういった意味で、みなとタバコルールと連携した事業として取り組みを進めているところでございます。しかし、喫煙自体が禁止されているというものではない以上、喫煙者と非喫煙者が共存できる仕組みや環境をつくるのも行政の役割と考えてござ

います。路上喫煙・歩行喫煙をしない、吸い殻のポイ捨てをしない、他人に迷惑がかからないように配慮するということは、大人として当たり前のマナーだと考えております。区では、罰則ではなく、たばこを吸う人がこれらのマナーを守ることで、港区で暮らす人、働く人、学ぶ人など、すべての人が快適に暮らせる環境の実現を目指してまいりたいと考えております。

○委員（錦織淳二君） ポイ捨てが全然なくならないので、清掃をやっていて大変でございまずので言っている問題でございまずけれども、ルールを守ってくれる人だけで済むならいいですけども、そうでもないもので、こういうふうに言っているのです。初めてやることは、何事においても必ずリスクが伴います。それを恐れていては改革は決してできないと思います。もしリスクを避けようとするれば、民間の事業会社では、そういったのを言いわけとって一番のマイナスポイントになってしまうのです。まずはやってみて、同時進行でやりながら、一つひとつ結果を出して、さらに失敗したことを徹底的に勉強して、常に前進していくしかないのではないのでしょうか。何といたってもこの問題には、区民の安全と安心を守るという大きな目的がございまず。そのためには、港区が他区の手本になるような立派なポイ捨て禁止条例をつくっていただきたいと願っております。

以上、終わります。

○委員長（古川伸一君） 錦織委員の発言は終わりました。

.....